

【第1-1号様式】指定区域内の国有財産の一覧表（普通財産）

NO	重要施設名 または 国境離島名	区域	施設所 管省庁 等	財産所管 省庁部局 名	告示 年月日	会計名	口座名	区分	種目	所在地		緯度	経度	重要施設 からのお およその 直線距離 (m)	管理事由 名称	台帳数量 (㎡)			台帳価格 (計)			取得 年月日	沿革	市街化 区域	用途 地域	保全財産 の対象	意見照会 の対象	意見照会 結果	今後の管理 処分予定	契約締結 年月日	使用 目的	備考					
										都道 府県 市区 町村	市区 町村 以下					土地	建物 (建)	建物 (延)	台帳価格 (土地)	台帳価格 (建物)	台帳価格 (その 他)																
1																																					

（記載要領）

- ・ 「重要施設名または国境離島名」 …… 内閣府が告示した重要施設または国境離島の「名称」を記載すること
- ・ 「区域」 …… 内閣府が告示した「注視区域」又は「特別注視区域」のいずれかを記載すること
- ・ 「告示年月日」 …… 内閣府が告示した年月日を記載すること
- ・ 「会計名」から「用途地域」 …… 「国有財産総合情報管理システム」の台帳記録・決算機能に記録された国有財産に関するデータを記載すること
（注）「緯度」「経度」及び「重要施設からのおおよその直線距離（m）」は除く
- ・ 「保全財産の対象」 …… 最適利用通達第4-1-（注）に基づき、未利用国有地等であって、当分の間、売却せずに保有し、適切に保全・管理を行うこととされている土地に該当する場合は、「○」を記入すること
- ・ 「今後の管理処分予定」 …… 指定区域内の国有財産の管理処分を決定するに当たり、施設所管省庁等及び内閣府への意見照会手続を経た財産に係る今後の管理処分予定を記載すること
（例：令和○年○月○○市に公共随意契約により貸付予定、令和○年○月一般競争入札により売却予定）
- ・ 「契約締結年月日」 …… 管理及び処分に関する契約を締結した年月日を記載すること
- ・ 「使用目的」 …… 平成13年3月30日付財理第1297号「普通財産取扱規則に規定する申請書等の標準様式等について」通達 別紙第1号様式「普通財産貸付申請書」又は別紙様式第3号様式「普通財産売払申請書」等により提出された「使用目的」を記載すること

【第1 - 2号様式】指定区域内の国有財産の一覧表（行政財産）

NO	重要施設名 または 国境離島名	区域	施設所管 省庁等	財産所管 省庁名	財産所管 部局名	告示 年月日	会計名	口座名	種類・ 分類	所在地		緯度	経度	重要施設 からの距 離（m）	台帳数量（㎡）			台帳価格 （計）			取得 年月日	沿革	建物 建築 年月 日	市街化 区域	用途 地域	使用許 可等の 有無	用途廃 止予定	意見照会 の対象	意見照会 結果	今後の管理 処分予定	備考						
										都道府 県市区 町村	市区町 村以下				土地	建物 （建）	建物 （延）	台帳価格 （土地）	台帳価格 （建物）	台帳価格 （その 他）																	
1																																					

（記載要領）

- ・ 「重要施設名または国境離島名」 …… 内閣府が告示した重要施設または国境離島の「名称」を記載すること
- ・ 「区域」 …… 内閣府が告示した「注視区域」又は「特別注視区域」のいずれかを記載すること
- ・ 「告示年月日」 …… 内閣府が告示した年月日を記載すること
- ・ 「会計名」から「用途地域」 …… 「国有財産総合情報管理システム」の台帳記録・決算機能に記録された国有財産に関するデータを記載すること
（注）「緯度」「経度」及び「重要施設からのおおよその直線距離（m）」は除く
- ・ 「用途廃止予定」 …… 現に引受け（所管換、所属替）がなされていない未利用国有地等となる財産について、引受け時期が明らかになっている場合、用途廃止予定の時期（例：令和〇年〇月）を記載すること
- ・ 「今後の管理処分予定」 …… 指定区域内の国有財産の管理処分を決定するに当たり、施設所管省庁等及び内閣府への意見照会手続を経た財産に係る今後の管理処分予定を記載すること
（例：令和〇年〇月〇〇市に公共随意契約により貸付予定、令和〇年〇月一般競争入札により売却予定）

文 書 番 号
年 月 日

被通知人 殿

通知人
〇〇財務（支）局（事務所・出張所）長 〇 〇 〇 〇

国有財産売買契約に係る特約に基づく買戻権行使に関する事前通知書

貴殿との間で締結した令和 年 月 日付 号国有財産売買契約（以下「本件契約」という。）については、売買物件の利用者に対して、令和 年 月 日付で重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第9条第1項に基づく内閣総理大臣の勧告が発せられました。

つきましては、同条第2項に基づく内閣総理大臣の命令が発せられたときは、本件契約第●条第●項に基づき契約を解除するとともに、本件土地上に存在する各種工作物の全てについて、本件契約第●条に定める原状回復の義務に基づき速やかに撤去を行い、本件土地を更地にした上で、国に明け渡すことを求めますので、あらかじめ通知します。

記

本件土地（国有地）の表示

所在
地番
区分
数量

※ 本様式は、文書のひな形を示すものであり、作成方法等は郵便法（昭和22年法律第165号）第48条第1項（内容証明）に規定する内容証明の取扱いに従うものとする。

また、文書の内容については、事案の内容に応じて所要の修正を行うことは差し支えない。

第3号様式（国有財産有償貸付契約に係る契約解除に関する事前通知書）

文 書 番 号
年 月 日

被通知人 殿

通知人
〇〇財務（支）局（事務所・出張所）長 〇 〇 〇 〇

国有財産有償貸付契約に係る契約解除に関する事前通知書

貴殿との間で締結していた令和 年 月 日付 号国有財産有償貸付契約（以下「本件契約」という。）については、貸付物件の利用者に対して、令和 年 月 日付で重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第9条第1項に基づく内閣総理大臣の勧告が発せられました。

つきましては、同条第2項に基づく内閣総理大臣の命令が発せられたときは、本件契約第●条第●項に基づき契約を解除するとともに、本件土地上に存在する各種工作物の全てについて、本件契約第●条に定める原状回復の義務に基づき速やかに撤去を行い、本件土地を更地にした上で、国に明け渡すことを求めますので、あらかじめ通知します。

記

本件土地（国有地）の表示

所在
地番
区分
数量

※ 本様式は、文書のひな形を示すものであり、作成方法等は郵便法（昭和22年法律第165号）第48条第1項（内容証明）に規定する内容証明の取扱いに従うものとする。

また、文書の内容については、事案の内容に応じて所要の修正を行うことは差し支えない。

第4号様式（国有財産売買契約に係る特約に基づく買戻権行使通知書）

文 書 番 号
年 月 日

被通知人 殿

通知人
〇〇財務（支）局（事務所・出張所）長 〇 〇 〇 〇

国有財産売買契約に係る特約に基づく買戻権行使通知書

貴殿との間で締結した令和 年 月 日付 号国有財産売買契約（以下「本件契約」という。）については、売買物件の利用者に対して、令和 年 月 日付で重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第9条第2項に基づく内閣総理大臣の命令が発せられたことから、本件契約第●条第●項に基づき買戻権を行使します。

については、本件土地上に存在する各種工作物の全てについて、本件契約第●条に定める原状回復の義務に基づき速やかに撤去を行い、本件土地を更地にした上で、国に明け渡すことを求めます。

記

本件土地（国有地）の表示

所在
地番
区分
数量

※ 本様式は、文書のひな形を示すものであり、作成方法等は郵便法（昭和22年法律第165号）第48条第1項（内容証明）に規定する内容証明の取扱いに従うものとする。

また、文書の内容については、事案の内容に応じて所要の修正を行うことは差し支えない。

第5号様式（国有財産有償貸付契約に係る契約解除通知書）

文 書 番 号
年 月 日

被通知人 殿

通知人
〇〇財務（支）局（事務所・出張所）長 〇 〇 〇 〇

国有財産有償貸付契約に係る契約解除通知書

貴殿との間で締結していた令和 年 月 日付 号国有財産有償貸付契約（以下「本件契約」という。）については、貸付物件の利用者に対して、令和 年 月 日付で重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第9条第2項に基づく内閣総理大臣の命令が発せられたことから、本件契約第●条第●項に基づき契約を解除します。

については、本件土地上に存在する各種工作物の全てについて、本件契約第●条に定める原状回復の義務に基づき速やかに撤去を行い、本件土地を更地にした上で、国に明け渡すことを求めます。

記

本件土地（国有地）の表示

所在
地番
区分
数量

※ 本様式は、文書のひな形を示すものであり、作成方法等は郵便法（昭和22年法律第165号）第48条第1項（内容証明）に規定する内容証明の取扱いに従うものとする。

また、文書の内容については、事案の内容に応じて所要の修正を行うことは差し支えない。